

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いるは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

協会けんぽ

広島支部からの お知らせ

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

生活習慣病予防健診以外の健診を利用されている事業所様へのお願い

定期健康診断(事業者健診)結果データのご提出をお願いします

協会けんぽでは、健康増進に向けた取組みとして、40歳以上の被保険者(ご本人)様の定期健康診断結果データのご提出をお願いしています。(生活習慣病予防健診を受診している場合は不要です)

提出データ **40歳～74歳**の被保険者(ご本人)様の定期健康診断(事業者健診)結果データ

提出の
メリット

メリット
01 **健康サポート
(特定保健指導)が
無料**で受けられます!

メリット
02 **事業所ごとの健康課題を
見える化した
「ヘルスケア通信簿」に
データが反映されます!**
※対象は被保険者10名以上の事業所様

メリット
03 **マイナポータル上で
健診結果を閲覧**できる
ようになります!
※マイナンバーカードによる
健康保険証利用の申込みが必要です。

①の手続き方法が
簡単!
おすすめです!

提出方法 (①～③のいずれか)

① 同意書を利用し提供

「同意書」を協会けんぽへ郵送でご提出ください。

同意書を提出いただくことで、健診結果データの作成を協会けんぽが健診機関に依頼します。

※協会けんぽと事業者健診結果データ提供の契約を結んでいない健診機関で受診されている場合は、事業所様へ②、③の方法をお願いする場合がございます。



同意書の
様式はこちら

② 健診結果の写し(紙媒体)を提供

健診結果の写し(紙媒体)を郵送でご提出ください。

※健診結果の記載内容によっては同意確認書が必要です。

③ データで提供

健診結果のデータが入ったCD(DVD-R)を郵送でご提出ください。

事業主様が定期健康診断の結果を提出することは法律により義務付けられています。
法定の手続きとして制度化されているため、**個人情報保護法上も問題ありません。**



専門講師による /

オンラインセミナー(Zoomウェビナー)のご案内

参加費
無料

先着500名

▶事業主様・健康づくりご担当者様 向け **メンタルヘルスセミナー**

内容

- ①メンタルヘルスに関する基礎知識
- ②従業員の事例性及び職場環境等の把握と改善
- ③従業員のメンタルヘルス不調への気づきと対応
- ④従業員からの相談への対応
- ⑤休職から職場復帰までの支援

開催日時

1回目 **11/28** 火 10:00～12:00
2回目 **12/ 5** 火 13:00～15:00

※どちらの開催日も内容は同じです。

▶睡眠改善・生産性向上にご興味のある方 向け **睡眠改善セミナー**

内容

- ①睡眠の重要性・睡眠不足が怖い理由
- ②睡眠の量と質
- ③今日からできる!睡眠改善法



開催日時

1回目 **11/29** 水 10:00～12:00
2回目 **12/12** 火 13:00～15:00

※どちらの開催日も内容は同じです。

お申込みはこちら
(広島支部ホームページ)



後日、動画での見逃し配信もございます。見逃し配信の視聴をご希望の方も、上記二次元コードからお申込みください。

令和5年度 被扶養者資格再確認のお願い

協会けんぽでは、被扶養者様が現在も被扶養者資格を満たしているかを再確認するため、「被扶養者状況リスト」をお送りしております。保険料率の引き下げにつながる大切な確認です。必ず期限までのご提出をよろしくお願いいたします。

提出の流れ

STEP/ 01 事業所様宛に「被扶養者状況リスト」を送付



※該当者がいない事業所様にはお送りしておりません。

STEP/ 02 扶養の状況を確認

確認の結果	提出書類
解除となる被扶養者が いる 場合	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リスト 被扶養者調書兼異動届 保険証
解除となる被扶養者が いない 場合	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リスト

CHECK!

STEP/ 03 返信用封筒で協会けんぽへ提出



提出期限

令和5年
12月8日(金)

令和4年度
実施結果

被扶養者の解除人数 **7.8万人**
高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約9億円**

ご協力ありがとうございました



第三者の行為によるけがで健康保険証を使用される場合は協会けんぽへ届出が必要です!

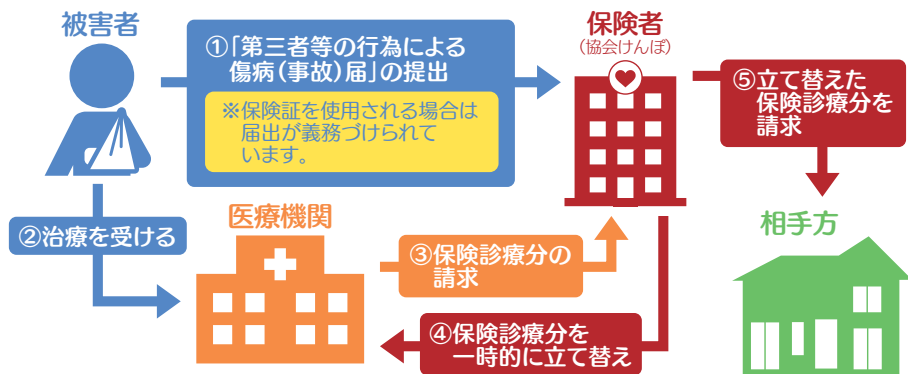
このような時は届出が必要です!

- ◆ 相手がいる交通事故にあった
- ◆ 他人が飼っている動物に咬まれた
- ◆ 自損事故の車に同乗した
- ◆ 他人からの暴力を受けた など



申請書はこちらからご確認ください

手続きの流れ



? 届出はなぜ必要?

自動車事故等の第三者による行為によってケガをしたときの治療費は、加害者が負担しなければならないため、届出をお願いします。



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年11月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

医療費情報をインターネットからご確認ください!

医療費控除の申告手続きに使用可能な「医療費のお知らせ」をインターネットで確認できます。サービス利用開始月の翌月21日頃より、最大2年分の情報を照会できますので、ぜひご利用ください。

ご利用方法についてはこちらから▶

